

| その他 | 公布年月日 |
|--|-------|
| 市長と人事委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議についての一部を改正する協議 | — |

市長と人事委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議についての一部を改正する協議

市長と人事委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について（平成14年10月1日制定）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (総務局長への補助執行事項) 3 人事委員会は、次に掲げる人事委員会の権限に属する事務を総務局長に補助執行させる。 (1)～(3) [略] <u>(4) さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年さいたま市規則第55号）の規定により任命権者が定める事項（人事委員会を任命権者とするものに限る。）について、定めること。</u> | (総務局長への補助執行事項) 3 人事委員会は、次に掲げる人事委員会の権限に属する事務を総務局長に補助執行させる。 (1)～(3) [略] |

附 則

この協議は、令和2年4月1日から効力を生ずるものとする。